

ダブル免許プログラム

■ 中学校教諭 2 種免許状 数学

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位				
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	代数学	12	○代数学Ⅰ	2	10	—	
				代数学Ⅱ	—			
				代数学Ⅲ	—			
		幾何学		○幾何学Ⅰ	2			
				幾何学Ⅱ	—			
	解析学			幾何学Ⅲ	—			
				○解析学Ⅰ	2			
				解析学Ⅱ	—			
				微分方程式Ⅰ	—			
	「確率論、統計学」			微分方程式Ⅱ	—			
				複素解析Ⅰ	—			
				複素解析Ⅱ	—			
				ベクトル解析	—			
コンピュータ		○確率統計学Ⅰ	2					
		確率統計学Ⅱ	—					
		オペレーションズリサーチ	—					
		統計的方法	—					
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○プログラミングⅠ	2					
		数値解析プログラミング	—					
		○数学科指導法Ⅰ	2	4-2	—			
		○数学科指導法Ⅱ	2					
	数学科指導法Ⅲ	—						
	数学科指導法Ⅳ	—						
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	—	—	6		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教育哲学	—				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教職概論	—				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育の制度と経営	—				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育社会学	—				
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		学習・発達論	—				
			教育心理学	—				
			発達心理学	—				
			特別支援教育	—				
			教育課程編成論(中・高)	—				

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	6	道徳教育の理論と方法(中)	—	—	6	
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の理論と方法(中・高)	—			
	特別活動の指導法		特別活動の理論と方法(中・高)	—			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育の方法と技術(中・高)	—			
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導の理論と方法(中・高)	—			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談の理論と方法(中・高)	—			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	5	○教育実習(副・中学校)	3	3	3	
	教職実践演習	2	教職実践演習(中・高)	—	—	2	
中学校	教科及び教科の指導法に関する科目	12	免許状取得のために履修する単位数		14	12	
	教育の基礎的理解に関する科目等	19			3	17	
	大学が独自に設定する科目	4			—	—	※②
	免許法施行規則第66条の6に定める科目	8			—	—	※③

○印は必修科目

- ※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。
「教育の基礎的理解に関する科目等」(教育実践に関する科目を除く)の履修については、科目名が違う場合でも履修する必要はありません。
- ※② 「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。
「大学が独自に設定する科目」は小学校免許取得のために修得した「全人教育論」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位、「教育の基礎的理解に関する科目」で教育学科の卒業要件としている選択必修科目を充てることができます。
したがって重ねて科目を履修する必要はありません。
- ※③ 免許法施行規則第66条の6に定める科目は小学校免許取得のために修得した所属学部の単位を充てることができます。重ねて科目を履修する必要はありません。